

**「希望・活躍・うるおいの埼玉」の実現
に向けた提案・要望**

＜重点政策に関する提案・要望＞

IV 地方自治の確立に向けた提案・要望

■地方自主権の確立

【内閣官房、内閣府、総務省、財務省等各府省】

県担当課：企画総務課、改革推進課、地域政策課

1 地方分権改革の着実な推進

【内閣府、総務省、財務省等各府省】

◆提案・要望

国と地方の役割分担を抜本的に見直し、国から地方へ権限及び財源を大幅に移譲するなど、政治主導で地方分権改革を着実に推進すること。

「地方分権改革に関する提案募集」については、個々の地方公共団体からの提案を最大限実現する方向で積極的に取り組むこと。

また、税財源に関することも提案対象とするなど、提案募集制度の見直しを行うこと。

[具体的内容]

- ・ 地方分権改革の推進は、地方が自らの発想と創意工夫により課題解決を図るための基盤となるものである。総理の強力なリーダーシップにより「住民に身近な行政は地方に任せる」という補完性の原理の下、国と地方の役割分担を根本から見直し、国から地方への大幅な権限・財源の移譲等を政治主導で実現すること。
- ・ 個々の地方公共団体等から全国的な制度改正の提案を募る「地方分権改革に関する提案募集」制度については、平成30年に地方から提案された319件のうち、約4割が各検討区分に整理する時点で提案対象外等とされている。中でも、「提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案」に整理されるものが増加している。
- ・ 地方分権改革を着実に推進するという制度の趣旨を踏まえ、「住民に身近な行政は地方に任せる」という観点を重視し、地方からの提案を最大限実現する方向で積極的に取り組むこと。
- ・ 提案団体に過度に支障事例の立証責任を負わせないこと。提案内容を実現できなかった場合は、地方に委ねることによる支障などについて国が立証・説明責任を果たすこと。
- ・ 実現できなかった提案のうち、地方から再提案があったものについては、改めてその実現に向けて積極的に取り組むこと。
- ・ これまでの対応方針に掲載された事項については、全ての進捗状況を適宜確認し、地方と情報共有を図ること。特に、「検討」としたものについては、実現に向け確実なフォローアップを行うこと。
- ・ 併せて、「実現・対応」とされたものの中には地方が求める内容にできていないものも含まれており、制度開始から4年が経過したことも踏まえ、支障の解消につながっているのか検証していくこと。
- ・ 提案の対象が、地方公共団体への事務・権限の移譲、地方に対する規制緩和に限定されているが、税財源に関することも提案対象とするなど、提案募集制度の見直しを行うこと。
- ・ 提案を全国一律又は手挙げ方式で実施することが困難な場合には、提案団体を対象とした特区の試行的な実施も検討すること。

2 国から地方への事務・権限の移譲等

【内閣府、総務省、財務省等各府省】

◆提案・要望

住民に身近な行政はできる限り地方に委ねることを基本として、国から地方への事務・権限の移譲等を積極的に推進すること。

特に、中小企業支援に関する事務・権限については、速やかに都道府県に移譲すること。

[具体的内容]

- ・ 国と地方の役割分担を抜本的に見直し、大幅な権限・財源の移譲を行うこと。
- ・ 市町村優先の原則の下で、条例による事務処理特例制度により移譲の効果が現れた事務等については、法令による市町村への移譲を進めること。
- ・ 中小企業支援に関する事務・権限については、国と都道府県に分かれている窓口を一元化して、都道府県が総合的な支援を行えるようにすること。
- ・ ハローワークに関する新たな雇用対策の仕組みについては、より一層の財政的支援を行うこと。情報の提供では平成31年度に求人情報は一定の改善がされるものの、求職者の情報には課題があるため、求職者の同意を得られやすい登録方式の導入と情報提供範囲の拡大を併せて進め、地方に対しても国と同等の情報が提供されるよう改善すること。

また、改めて新制度の成果検証を行い、国と地方の連携や役割分担のあり方等を検討すること。

3 義務付け・枠付けの見直し

【内閣府、総務省、財務省等各府省】

◆提案・要望

義務付け・枠付けの一層の見直しを進めること。

地方の裁量を許さない「従うべき基準」は、改めて徹底的な見直しを行い、廃止又は「参酌すべき基準」とすること。

[具体的内容]

- ・ 地域ごとの事情は千差万別であることから、地方が自らの判断と責任において行政を実施する仕組みに改めていくため、義務付け・枠付けの一層の見直しを進めること。
- ・ 地方の裁量を許さない「従うべき基準」は新たな義務付けにほかならない。したがって、改めて徹底的な見直しを行い、「従うべき基準」については廃止又は「参酌すべき基準」とすること。
- ・ さらに、これまでに義務付け・枠付けの見直しを行ってこなかったものについては、早急に見直しを実施し、その際は「従うべき基準」の設定を行わないこと。

なお、見直しに当たっては、「地方分権改革に関する提案募集」制度による地方からの提案など、地方の意見を十分踏まえること。

4 都道府県を介さない国の補助金（いわゆる「空飛ぶ補助金」）

【内閣府、総務省、財務省等各府省】

◆提案・要望

国が都道府県を介さずに市町村や民間事業者等に直接交付する補助金（いわゆる「空飛ぶ補助金」）のうち地域振興に資するものは、都道府県へ権限・財源を移譲すること。

[具体的内容]

- ・ 「空飛ぶ補助金」は、地方の実情が反映されないおそれがあるばかりか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものである。
- ・ 「空飛ぶ補助金」のうち中小企業支援やまちづくりなど地域振興に資するものは、国よりも現場に近く実情に通じている都道府県へ権限・財源を移譲し、都道府県から民間事業者等へ補助する制度とすること。

なお、権限・財源の移譲がなされるまでの当面の措置として、都道府県へのヒアリングや都道府県による事業者の推薦など、都道府県の関与を強化すること。

5 道州制の議論

【内閣官房】

◆提案・要望

道州制の検討に当たっては、全国知事会がまとめた「道州制に関する基本的考え方」（平成25年1月）及び「道州制の基本法案について」（平成25年7月）を十分踏まえること。

道州制の議論に関わらず、地方分権改革を着実に進めること。

[具体的内容]

- ・ 道州制は国民生活に大きな影響を及ぼすものであるため、その基本的なイメージを明確に示した上で、国民的な幅広い議論を行うことが重要である。
- ・ 道州制の検討に当たっては、全国知事会が平成25年1月にまとめた「道州制に関する基本的考え方」を十分踏まえ、道州制は地方分権を推進するためのものであること、国と地方の役割分担を抜本的に見直し、中央政府の見直しも伴うものとするなど基本とすること。
- ・ また、全国知事会が平成25年7月にまとめた「道州制の基本法案について」を十分踏まえ、今なぜ道州制なのか、道州制の理念や姿、中央府省の解体再編・国の出先機関廃止など、制度の根幹的部分を基本法案において明確に示すこと。
- ・ 道州制の議論に関わらず、国から地方への権限や財源の移譲、義務付け・枠付けの見直しなどの地方分権改革を着実に進めること。

6 地域からの経済成長を生み出すための特区制度の推進

【内閣官房、内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省
農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省】

◆提案・要望

地域の実情や課題に精通した地方からの提案に基づいて大胆な規制改革を実行し、地域の活性化や経済成長を生み出していくため、特区制度を強力に推進すること。

特区における規制改革提案への対応に当たっては、関係する府省や自治体、有識者等が公開の場で議論を行うなど地方の意見を十分に反映できる仕組みをつくること。

■ 自治財政権の確立

【内閣府、総務省、財務省、文部科学省、農林水産省
林野庁、経済産業省、国土交通省、環境省】

県担当課： 財政課、市町村課、税務課、森づくり課
農村整備課、県土整備政策課
教育局財務課

1 地方税財源の充実・強化

【内閣府、総務省、財務省】

◆提案・要望

国と地方の税財源の配分のあり方を抜本的に見直すとともに、地域偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系を構築し、地方税財源の充実・強化を図ること。

特に偏在が大きい地方法人課税については、地方の経済や財政状況等にも留意して実効性あるものとなるよう検討し、さらなる地方税の充実を目指す上で、地方税の充実そのものが財政力格差拡大の要因とならないよう新たな偏在是正措置を確実に講ずること。

平成31年（2019年）10月に予定されている消費税率・地方消費税率の引き上げを確実に実施するとともに、軽減税率制度の導入により生じる減収についても代替税財源を措置すること。

[具体的内容]

- 人口一人当たりの税収額は、都道府県間で地方法人二税では最大6.1倍、地方税全体でも最大2.4倍（地方消費税の清算基準見直し後の試算では2.3倍）の格差が存在しており、特に偏在度が高い地方法人二税の税源の偏在是正措置を確実に実施するなど、地域間の税源の偏在性が小さく安定的な地方税体系の構築を早急に図ること。
- 国と地方の歳出の割合は42対58であるのに対し、国と地方の税収の割合は60対40となっており（平成28年度決算額）、地方の歳出に見合った税収を確保し、地方が自主的、自立的な行政運営を行うため、国から地方への税源移譲を行うこと。
- 消費税率・地方消費税率の引上げまでの間、地方が社会保障の充実に向け取り組むための必要な財源は国が確実に措置すること。
- 消費税の軽減税率制度の導入により地方に生じる減収についても、地方の社会保障財源に影響を与えぬよう、代替税財源を措置すること。
- 租税特別措置等については、創設から長期間が経過するものもあり、創設の意義に照らしてその合理性を再検討し、役割を終えたものについては抜本的に見直すこと。
- 平成29年度税制改正における配偶者控除・配偶者特別控除の見直しによる個人住民税の減収額については、全額国費で補填すること。

◆参考1 人口一人当たりの税収額の比較（平成28年度決算）

	地方税全体	地方法人二税	地方消費税 (清算後)	個人住民税	固定資産税
最大/最小	2.4倍	6.1倍	1.8倍	2.6倍	2.3倍
最大/埼玉	1.9倍	4.1倍	1.8倍	1.5倍	1.8倍

(※)「最大/最小」は各都道府県ごとの人口一人当たり税収額の最大値を最小値で割った数値であり、「最大/埼玉」は同様に、最大値を埼玉県の数値で割った数値。

◆参考2 人口一人当たりの税収額の比較（地方消費税の清算基準見直し後※）

	地方税全体	地方消費税
最大/最小	2.3倍	1.3倍
最大/埼玉	1.8倍	1.2倍

(※1)「最大/最小」は各都道府県ごとの人口一人当たり税収額の最大値を最小値で割った数値であり、「最大/埼玉」は同様に、最大値を埼玉県の数値で割った数値。

(※2) 地方消費税は平成30年度税制改正において見直された清算基準により試算（平成30年度地方財政計画ベース）。地方税全体は平成28年度決算値に試算した地方消費税を反映して算出。

◆国の動向等

○制度改正等の状況

- ・「地方法人課税に関する検討会」（H30.5.23～）

地方財政審議会委員、学識経験者及び地方公共団体関係者により構成され、地方法人課税における税源の偏在を是正する新たな措置について検討が進められている。なお、平成30年9月までに計4回の検討会が実施されている。

- ・「経済財政運営と改革の基本方針2018」（H30.6.15）

地方法人課税について、「地域間財政力格差の拡大に対しては、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築する。地方法人課税における税源の偏在を是正する新たな措置について検討し、平成31年度税制改正において結論を得る。」とされた。

また、消費税率・地方消費税率について、「全世代型社会保障の構築に向け、少子化対策や社会保障に対する安定財源を確保するとともに、現役世代の不安等に対応し、個人消費の拡大を通じて経済活性化につなげるためには、2019年10月1日に予定されている消費税率の8%から10%への引上げを実現する必要がある。」とされた。

2 地方税制のあり方

【内閣府、総務省、財務省、文部科学省、農林水産省、林野庁、経済産業省、国土交通省、環境省】

◆提案・要望

<車体課税>

自動車取得税の廃止の際には、自動車税・軽自動車税の環境性能割の創設により確保できない減収分について、地方の財政に影響を及ぼすことのないよう、代替税財源を確保すること。

平成31年度税制改正において、自動車の保有に係る税負担の軽減に関して総合的な検討を行うこととされており、また、「経済財政運営と改革の基本方針2018」において、消費税率引上げ時の需要変動を平準化するため、自動車等の購入支援につき、税制・予算による十分な対策を具体的に検討することとされたが、自動車に係る税は地方にとって貴重な財源であることから、更なる減税は行わないこと。仮に減税を行う場合は、代替税財源を確保すること。

<ゴルフ場利用税>

ゴルフ場利用税については、平成30年度与党税制改正大綱（平成29年12月14日）において、今後長期的に検討するとされたが、税収の7割をゴルフ場が所在する市町村に交付しており、県のみならず市町村の貴重な財源となっていることからこれを堅持すること。

<固定資産税>

固定資産税については、市町村の基幹税であることに鑑み、償却資産に対する固定資産税制度を堅持すること。

また、平成30年度税制改正において、生産性革命集中投資期間における3年間の時限的な措置として創設された償却資産に対する固定資産税の特例措置については、臨時、異例の措置であることを踏まえ、その期限の到来をもって確実に終了させるとともに、類似の特例措置の創設等を行わないこと。

<森林環境税・森林環境譲与税（仮称）>

森林環境税（仮称）については、都市部の住民の理解が得られるよう丁寧な説明等に努めるとともに、その用途は、地方の意見を踏まえて、都道府県を中心として独自に課税している森林環境税等への影響が生じないよう十分に調整すること。

加えて、市町村における森林環境税（仮称）の賦課徴収事務、地方への森林環境譲与税（仮称）の譲与事務が円滑かつ適切に行われるよう、地方団体の意見を十分に踏まえて制度設計を行うこと。

◆国の動向等

○制度改正等の状況

- ・「経済財政運営と改革の基本方針2018」（H30.6.15）

車体課税について、「2014年4月の消費税率引上げ時に耐久消費財を中心に駆け込み需要とその反動減が生じたことを踏まえ、2019年10月1日の消費税率引上げに際し、税率引上げ後の自動車や住宅などの購入支援について、需要変動を平準化するため、税制・予算による十分な対策を具体的に検討する。」とされた。

3 地方交付税総額の確保と臨時財政対策債の見直し

【内閣府、総務省、財務省】

◆提案・要望

地方が住民サービスを安定的に供給できるよう、地方交付税総額を確保・充実し、地方交付税の「財源保障機能」と「財源調整機能」を堅持すること。

常態化している地方交付税の地方財源不足については、過去に発行した臨時財政対策債の償還財源を含めて、税源移譲や更なる地方交付税の法定率引上げ等により解消を図ること。臨時財政対策債による負担の先送りは行わないこと。

[具体的内容]

- ・ 地方の財源不足の解消は、臨時的措置で対応することなく税源移譲や地方交付税の法定率引上げ等によって確実に対応すること。
- ・ 平成31年度の地方財政計画においては、地方交付税を含む地方の一般財源について、社会保障関係費や臨時財政対策債の元利償還などの地方負担増を適切に反映すること。
- ・ また、地方の基金残高が増加していることをもって地方財政に余裕があるかのような議論は断じて容認できない。地方公共団体が予見可能性を持ちつつ、安定的な財政運営を行っていけるよう、平成31年度以降も引き続き地方の一般財源総額を確保・充実すること。
- ・ 地方公共団体が自主性・主体性を最大限発揮して地方創生に取り組むため、地方創生に関する歳出を今後も確保した上で、地方交付税の算定においては、地域の実情を適切に反映すること。
- ・ なお、臨時財政対策債については、平成31年度の期限を待たずに、速やかに地方交付税に復元すること。

◆国の動向等

○概算要求状況【総務省】

- | | | | |
|------------|------------|--------|------------|
| ・ 地方交付税 | 15兆9,350億円 | (30年度) | 16兆85億円 |
| ・ 臨時財政対策債 | 4兆1,330億円 | (30年度) | 3兆9,865億円 |
| ※ 地方一般財源総額 | 62.7兆円程度 | (30年度) | 62兆1,159億円 |

4 直轄事業負担金制度の廃止及びこれに伴う措置

【内閣府、総務省、財務省、農林水産省、国土交通省】

◆提案・要望

直轄事業負担金制度は、国の事業に対して地方が費用負担する不合理な制度である。維持管理費負担金は平成23年度から全廃されたが、建設費負担金については廃止に至る道筋が明確にされていない。今後の見直しについての工程を明確にした上で速やかに廃止すること。

また、流水占用料等については、直轄事業負担金の議論とは区別し、地方財源として維持すること。

[具体的内容]

- ・ 直轄事業負担金制度は、国の事業に対して地方が費用負担する不合理な制度である。建設費負担金について廃止に至る道筋が明確にされていないため、見直しの工程を明確にした上で速やかに廃止すること。

◆国の動向等

○概算要求状況

【国土交通省】

- ・ 直轄道路事業 1兆2,654億円(30年度 1兆719億円[国費ベース] 改築その他)

【農林水産省】[事業費ベース]

- ・ 国営かんがい排水事業 荒川中部地区 10億5,000万円(30年度 7億円)

【(独)水資源機構】[事業費ベース]

- ・ 利根導水施設大規模地震対策事業 19億400万円(30年度 11億1,400万円)

5 義務教育費国庫負担金の算定方法の見直し 【新規】

【財務省、文部科学省】

◆提案・要望

義務教育費国庫負担金の地域手当の算定に当たっては、総務省が示した支給対象地域及び支給率を基礎として行うこと。

[具体的内容]

- ・ 国は負担金の地域手当の算定に当たり、人事院規則に定める国の官署のある地域のみを対象とし、国の官署がない地域については対象外（無支給地）として扱っている。人事院規則に定める地域のみを対象とする積算方法は実態を考慮しておらず、明らかに不合理なものである。

総務省は、国の官署のない地域についても民間の賃金水準を基礎とした合理的な地域手当の基準を明示しており、こうした基準を使用し、国庫負担金について合理的な算定を行うこと。

◆参考

○総務省基準で新たに追加される県内の支給地域

狭山市、蕨市、新座市、桶川市、北本市、八潮市、富士見市、蓮田市、鶴ヶ島市、日高市、吉川市、ふじみ野市、白岡市、伊奈町、三芳町、毛呂山町、宮代町、松伏町（計18市町）

○総務省基準で算定した場合の本県負担金への影響額 約9億円

※平成29年度の実績を基に試算

